

市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 市長、副市長及び教育長の給与及び期末手当の減額措置を講じるため、本条例案を提案するものである。

市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案

(市長等の給与の特例)

第 1 条 市長等の給与および旅費に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 11 号。以下「市長等条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料額は、市長にあつては、市長等条例別表第 1 に掲げる給料月額から同給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じて得た額とし、副市長にあつては、同表に掲げる給料月額から同給料月額に 100 分の 7 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 前項の規定は、国立市特別職職員退職手当支給条例（昭和 45 年 3 月国立市条例第 11 号）第 3 条の規定により退職手当の額を計算する場合においては、適用しない。

(市長等の期末手当の特例)

第 2 条 市長等条例第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、市長等の期末手当の額は、それぞれ前条第 1 項の規定により得た給料額を給料月額として、市長等条例第 4 条第 3 項の規定により計算した額とする。

(教育長の給料の特例)

第 3 条 国立市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例(平成4年3月国立市条例第6号。以下「教育長条例」という。)第2条の規定にかかわらず、教育長の給料額は、同条に規定する月額から同月額に100分の4を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 前項の規定は、教育長条例第5条の規定により退職手当の額を計算する場合においては、適用しない。

(教育長の期末手当の特例)

第 4 条 教育長条例第4条第2項の規定にかかわらず、教育長の期末手当の額は、前条第1項の規定により得た教育長の給料額を給料月額として、市長等の例により計算した額とする。

付 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例は、令和6年12月24日(この条例の施行の際現に在職する市長が同日前に退職した場合にあっては、当該退職した日)限り、その効力を失う。